

税の証明が必要なとき

申請・問い合わせ先 ※町民税務課
電話52-2111（内線242～244）

- 必要なもの・・・①請求者・代理人の本人確認（顔写真入り）できる免許証など公的証明書
②印鑑
※同じ世帯の方でない場合は、委任状が必要です。



| 証明の種類 | | 手数料 (1通) | どんな証明ですか？ | 注意事項 |
|---------|-----------------------|---|--|--|
| 住民税関係 | 所得証明書 | 400円 | 前年度の年間所得を証明します。 | 平成24年度の証明は、平成24年1月1日現在、住民登録している市区町村で交付します。 |
| | 世帯所得証明書 | 400円 | 世帯全員の所得を1枚で証明します。 | 控除額の内訳が省略されます。 |
| | 課税証明書 | 400円 | 住民税の課税状況を証明します。 | |
| | 非課税証明書 | 400円 | 住民税が課税されていないことを証明します。 | |
| 納税関係 | 納税証明書 | 400円 | 各税金を納めて頂いた額を証明します。 | |
| | 軽自動車税納税証明書 (継続検査用) | 無料 | 車検を受ける際に必要な納税証明書です。 | ナンバーを登録してから間もない場合は、車検証の写しをお持ちください。 |
| 固定資産税関係 | 資産証明書 | 400円 | 1月1日現在に所有している土地・家屋等を証明します。 | |
| | 固定資産課税台帳 (名寄せ)の写し | 400円 (写し1枚ごとに コピー代10円加算) | 1月1日現在に所有している土地・家屋等の評価額を証明します。 | |
| | 公課証明書 | 土地5筆・家屋3棟 まで400円 以降1筆(棟)増 につき50円 | 1月1日現在に所有している土地・家屋等の課税標準額・課税額等を証明します。 | |
| | 固定資産 評価証明 | 無料 | 1月1日現在に所有している土地・家屋等の評価額等を証明します。 | 登記以外の目的では使用できません。 ※用紙は、山形地方事務局にあります。 |
| その他証明 | 住宅用家屋 証明書 | 1,300円 | 家屋の新築・増築等をした人が、その家屋を自己の居住のために使用していることを証明します。 | |
| | 営業証明書 | 400円 | 町内で営業していることを証明します。 | |